

SBI日本小型成長株選抜ファンド

追加型投信/国内/株式

愛称: センバツ



本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

■ 委託会社(ファンドの運用の指図等を行います。)

SBIアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号/関東財務局長(金商)第311号

■ 照会先

SBIアセットマネジメント株式会社

●ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

●電話番号 03-6229-0097 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

■ 受託会社(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

三菱UFJ信託銀行株式会社



この目論見書により行う「SBI日本小型成長株選抜ファンド（愛称:センバツ）」の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年3月22日に関東財務局長に提出しており、2018年3月23日にその効力が生じております。

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、表紙に記載の委託会社の照会先までお問い合わせください。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式・中小型株))	年2回	日本	ファミリーファンド

商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

委託会社:SBIアセットマネジメント株式会社 設立年月日:1986年8月29日 資本金:4億20万円 運用する投資信託財産の合計純資産総額:2,984億33百万円 ※2018年7月末現在

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託(以下、「本ファンド」という場合があります。)は、小型成長株・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引市場に上場する中小型株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

ファンドの特色

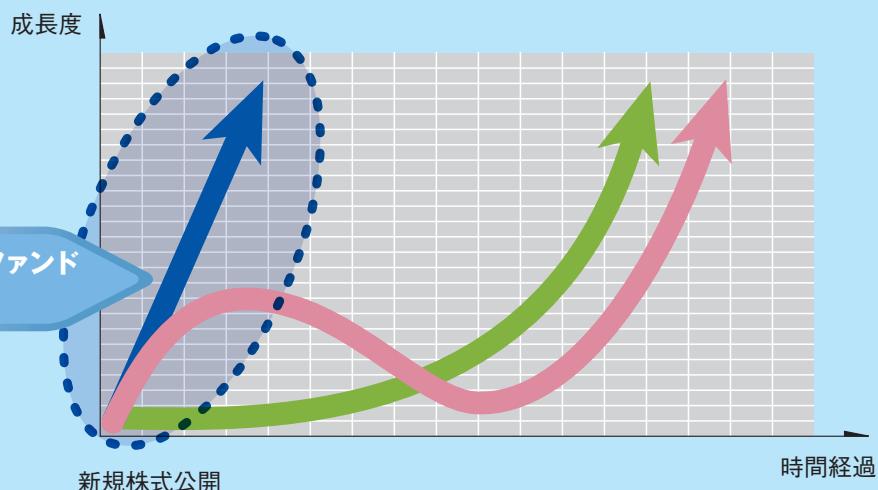
- マザーファンド受益証券への投資を通じて新規公開という、いわば「第2の創業期」を成長の契機として、新たに成長を加速する、企業家精神に溢れた「次代を拓く革新高成長企業」に厳選投資します。

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。詳しくは後記の「ファンドの仕組み」をご参照ください。

[SBI日本小型成長株選抜ファンドの投資対象]

※イメージ図

SBI日本小型成長株選抜ファンド
が投資対象とする企業群



注)企業の成長過程をイメージしたものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

- エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資に関する助言を受けて運用します。

《エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社の概況》

代表者	代表取締役 宇佐美 博高
設立	平成13年12月4日 関東財務局長(金商)第641号
助言資産	3,079億円(2018年7月末現在)
経営理念	「企業家精神を応援し続け、経済社会の活性化に貢献する」明快な理念の元、革新的な成長企業などへの投資に対する助言
特徴	①革新的な成長企業(新規株式公開企業等を含む)を中心とした調査・分析・投資助言に特化 ②徹底した個別直接面談調査に基づく厳選投資 ③投資リスク軽減のため、投資後も定期的な企業訪問を行い、充実した調査・分析を継続

資産動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。



運用方針

●ボトムアップ調査

投資に際しては、徹底した個別直接面談調査・分析(ボトムアップ調査)を行い、

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| ①中長期高成長戦略の有無・妥当性 | ②短期的業績の信頼性 |
| ③企業経営者の理念・志 | ④財務面の裏付け、成長性・収益性・安全性・革新性・株価水準 |

等を総合的に評価判断します。

●「銘柄分散」、「時間分散」を考慮した分散投資

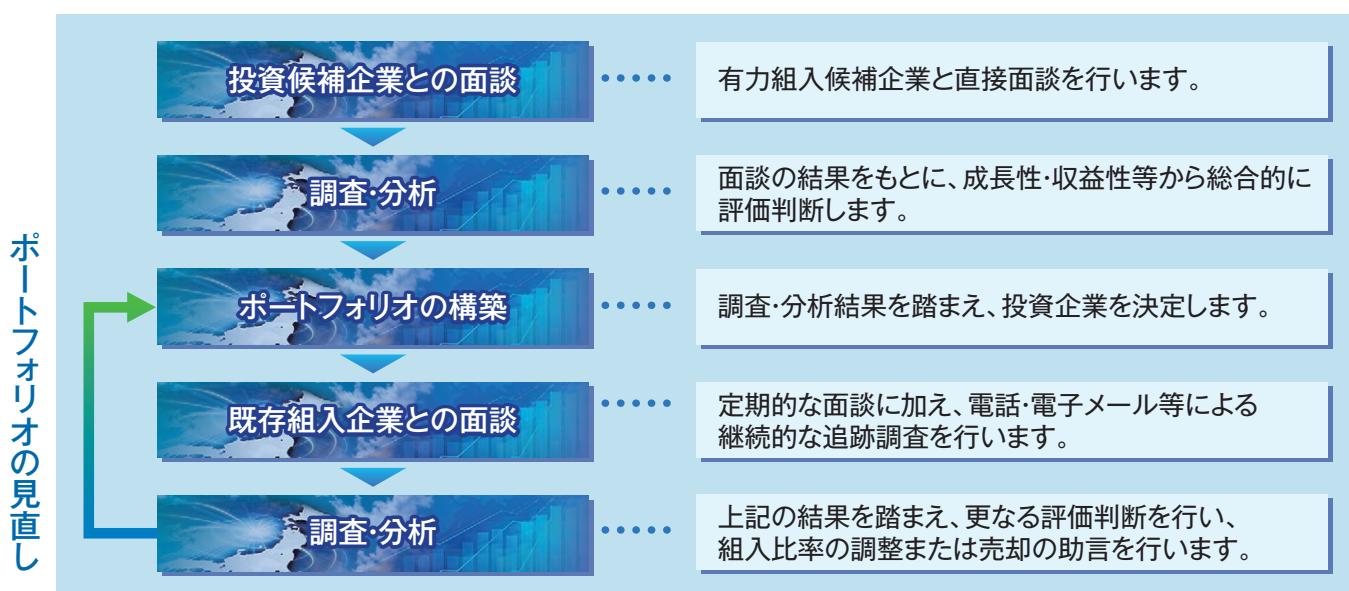
総合判断した企業群は、

- | |
|----------------------------|
| ①革新的な高成長企業群の銘柄数を限定する「銘柄分散」 |
| ②一度に組入れず徐々に投資していく「時間分散」 |

その他1銘柄ごとの組入比率にも制限を設ける等、慎重な分散投資を行います。

《助言銘柄選定のプロセス》

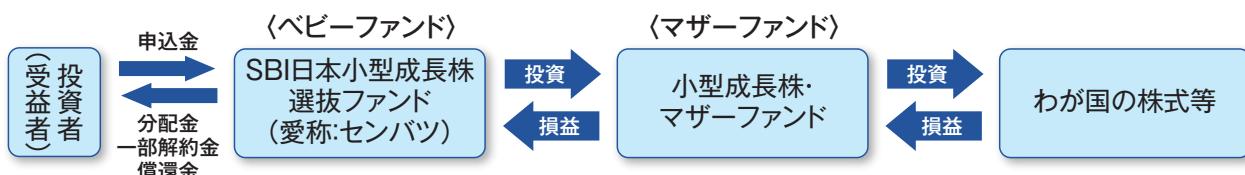
投資顧問会社であるエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社における助言銘柄選定のプロセスは以下の通りです。



ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資信託(ベビーファンド)の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



主な投資制限

投資信託証券への投資割合	マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への投資は行いません。



分配方針

年2回、6月22日及び12月22日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は経費控除後の配当等収益及び売買益等の全額とします。
- ②委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

- ・上記は、将来の分配金の支払い及びその金額について、保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて主に国内株式を投資対象としています。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

価格変動リスク	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドは株式の価格が下落した場合には、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。
流動性リスク	株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
信用リスク	投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。



参考情報

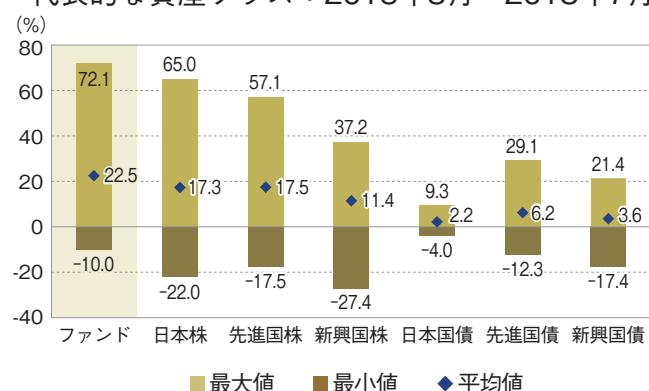
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2013年8月～2018年7月



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2015年3月～2018年7月
代表的な資産クラス：2013年8月～2018年7月



- * 上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
 - * 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 - * ファンドについては設定日以降のデータが5年に満たないため2014年3月28日から2018年7月31日のデータを基に算出してあります。したがって、代表的な資産クラスとの比較対象期間が異なります。
 - * 代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。
- また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

〈代表的な資産クラスの指標〉

- 日本株……………東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株……………MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株……………MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債……………NOMURA-BPI国債
先進国債……………FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債……………JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

〈著作権等について〉

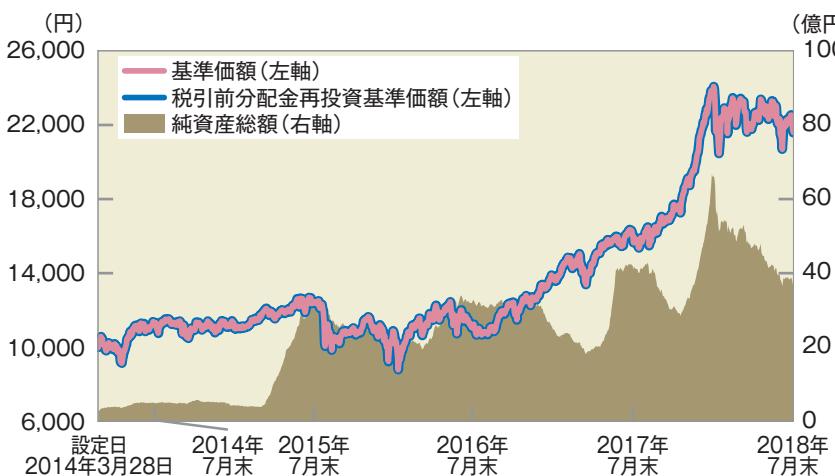
- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

基準価額・純資産の推移

(基準日:2018年7月31日)

(設定日(2014年3月28日)~2018年7月31日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

基準価額(1万口当たり)	21,595円
純資産総額	36.85億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第4期(2016年6月22日)	0円
第5期(2016年12月22日)	0円
第6期(2017年6月22日)	0円
第7期(2017年12月22日)	0円
第8期(2018年6月22日)	0円
設定来累計	0円

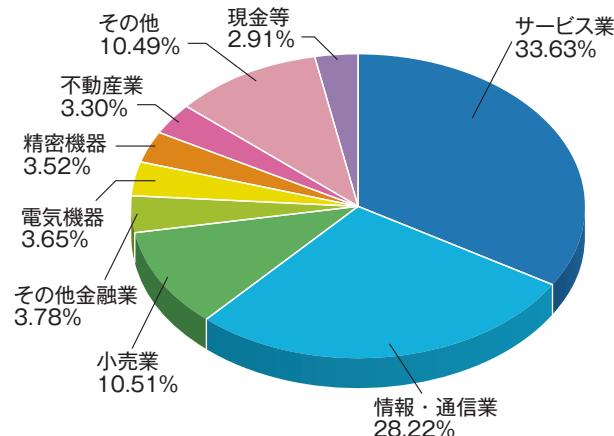
主要な資産の状況(マザーファンド)

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。

《組入上位10銘柄》

銘柄名	業種	組入比率
1 ビジョン	情報・通信業	3.56%
2 ラクス	情報・通信業	3.54%
3 メニコン	精密機器	3.52%
4 ジャパンエレベーターサービスホールディングス	サービス業	3.51%
5 ユー・エム・シー・エレクトロニクス	電気機器	3.38%
6 イトクロ	サービス業	3.36%
7 SHIFT	情報・通信業	3.35%
8 インソース	サービス業	3.31%
9 MS-Japan	サービス業	3.29%
10 Hamee	小売業	3.25%

《業種別構成比率》



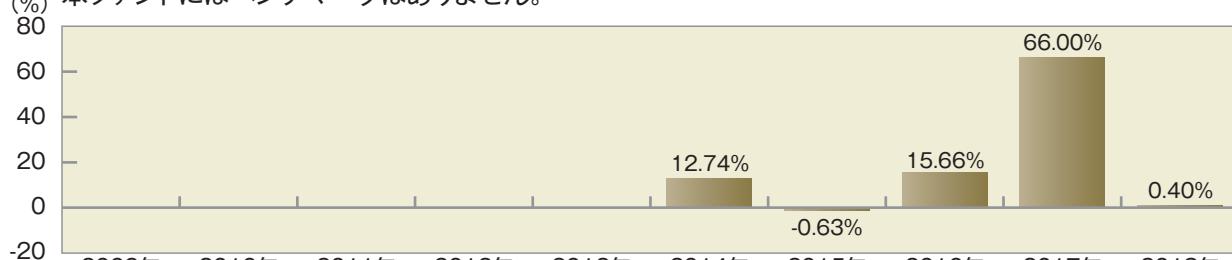
《構成比率》

マザーファンド	純資産比
国内株式	97.09%
現金等	2.91%
合計	100.00%

※比率は小数点第3位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年間收益率の推移(暦年ベース)

(%) 本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間收益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

※2014年は設定日3月28日(10,000円)から年末まで、2018年は7月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して5営業日目以降のお支払いとなります。
申込締切時間	原則として午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	2018年3月23日(金)～2019年3月25日(月) ※申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限（設定日：2014年3月28日）
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	年2回(原則として6月と12月の各22日。休業日の場合は翌営業日。)
収益分配	年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては分配金の再投資コースを設けています。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	300億円
公告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。 ただし、2019年3月1日以降は、以下の通り変更される予定です。 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(http://www.sbiam.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社より交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用が可能ですが、益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。

ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込金額に 3.24%(税抜:3.0%) を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.3% を乗じて得た額とします。	換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、下記①の基本報酬と②の実績報酬を加算した額とします。 ①基本報酬 ファンドの日々の純資産総額に 年1.458%(税抜:年1.35%) を乗じて得た額とします。											
	運用管理費用(信託報酬)	年1.458% (税抜:年1.35%)	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率									
内訳	委託会社	年0.864% (税抜:年0.80%)	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価									
	販売会社	年0.540% (税抜:年0.50%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価									
	受託会社	年0.054% (税抜:年0.05%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価									
・委託会社の報酬より、投資顧問(助言)会社への報酬が支払われます。 ②実績報酬 本ファンドは信託報酬に加えて、ハイ・ウォーター・マーク方式による実績報酬を受領します。 [実績報酬算出日の決算前基準価額 ^{※1} -ハイ・ウォーター・マーク]×受益権総口数／1万×12.96%(税込) ※1 決算前基準価額については以下参照。 毎計算期末において、当該日の1万口当たり基準価額（実績報酬控除前の1万口当たり基準価額（「決算前基準価額」））がその時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。 なお、当該信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 (ご参考)												
<table border="1"><thead><tr><th>実績報酬算出期間</th><th>ハイ・ウォーター・マーク</th><th>算出期間末基準価額</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成29年12月23日～ 平成30年6月22日</td><td>20,450円</td><td>22,970円</td></tr><tr><td>平成30年6月23日～ 平成30年12月25日</td><td>22,970円</td><td>—</td></tr></tbody></table>				実績報酬算出期間	ハイ・ウォーター・マーク	算出期間末基準価額	平成29年12月23日～ 平成30年6月22日	20,450円	22,970円	平成30年6月23日～ 平成30年12月25日	22,970円	—
実績報酬算出期間	ハイ・ウォーター・マーク	算出期間末基準価額										
平成29年12月23日～ 平成30年6月22日	20,450円	22,970円										
平成30年6月23日～ 平成30年12月25日	22,970円	—										
その他の費用 及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。 ※これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。											

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

*復興特別所得税を含みます。

○上記は、平成30年7月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

○少額投資非課税制度「愛称NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合
NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡
所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり
ます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

○法人の場合は上記とは異なります。

○税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(メモ)

